

# 令和5年度 早期退職に係る募集実施要項

令和5年4月19日  
和水町長 石原 佳幸

このことについて、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、下記のとおり早期退職希望者の募集（熊本県市町村総合事務組合市町村職員退職手当条例（昭和35年熊本県市町村総合事務組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。）第11条の2第1項第1号）を行う。

## 1 募集の対象

常時勤務に服する職員で、令和6年3月31日現在で「60歳から15年を減じた年齢以上である者」（注1参照）

※60歳から15年を減じた年齢以上である者」かつ「勤続20年以上の者」で募集に応じ認定された者については、定年前早期退職特例措置（60歳と退職時のその者の年齢との差1年につき3%の退職時給料月額割増し。）の適用対象となる。

※60歳以上の者（60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者）が早期退職する場合は、定年扱いとなり、定年前早期退職特例措置は適用されない。

## 2 募集人数 若干名（注2参照）

## 3 募集の期間

令和5年5月1日（月）午前8時30分から

令和5年5月17日（水）午後5時15分まで（必着）（注2参照）

## 4 退職すべき期日

令和6年3月31日（注3参照）

## 5 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1号)に必要事項を記入のうえ、募集期間中に下記受付担当者宛に提出してください。

※応募申請書は、ファイルサーバー・和水町・定年前早期退職募集フォルダに格納しております。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を令和5年5月31日までに交付します。

※不認定になる場合は(注4)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2号)を応募申請書と同様の方法で提出してください。

※応募取下げ申請書は、応募申請書と同じフォルダに格納しております。

※取り下げる場合は、人事異動等の都合上できるだけ令和5年12月28日までに提出してください。

## 6 認定について

応募者が募集人数を超えた場合は、認定の優先として

- ① 勤務年数の長い職員
  - ② 健康に不安を感じている職員
- の順とします。

## 7 問い合わせ先(担当者)

総務課総務係 深草(内線202)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができません。

- (1) 会計年度任用職員
- (2) 臨時的任用職員、任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和6年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)を募集の開始の日において受けている者又は募集期間中に受けた者

(注2) 応募者数が募集人数に達しないときは、募集の期間を延長する場合があります。その場合は速やかにその旨を周知します。

(注3) 予算の都合上、退職日を令和6年4月1日に繰り下げることがあります。その場合は、総務課で繰り下げ対象者を選定し事前にご相談いたします。

(注4) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定とします。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると町長が認める場合